

北九州 PCB 処理事業における変圧器・コンデンサーの処分に向けた状況について

1. 変圧器・コンデンサーの処理状況

北九州 PCB 処理事業所におけるこれまでの変圧器・コンデンサーの処理状況を表 1 に示す。

表 1 平成 16 年度から平成 30 年 3 月 15 日までの処理状況（試運転物を除く。）

		北九州事業エリア	東京事業エリア	豊田事業エリア (変圧器=車載)	大阪事業エリア
変圧器類	累積処理台数①	2,690 台	—	92 台	—
	累積登録台数②	2,697 台	—	111 台	—
	未登録台数	1 台	—	0 台	—
	累積処理対象台数③	2,698 台	—	111 台	—
	累積処理率 ①/③	99.70%	—	82.9%	—
	累積登録率 ②/③	99.96%	—	100%	—
コンデンサー類	累積処理台数①	49,985 台	5,998 台	—	—
	累積登録台数②	51,260 台	7,000 台	—	—
	未登録台数	10 台	0 台	—	—
	累積処理対象台数③	51,270 台	7,000 台	—	—
	累積処理率 ①/③	97.49%	85.7%	—	—
	累積登録率 ②/③	99.98%	100%	—	—

(注 1) 北九州事業エリアにおける累積処理対象台数③については、平成 30 年 3 月 15 日現在、JESCO 登録台数に、経済産業省・環境省・関係自治体からの情報を加算した数値。

(1) 変圧器

- ・北九州事業エリアにおいては累積処理対象台数の約 99.70%、累積登録台数の約 99.74%を処理した。全量処理に向けて処理委託契約の手続きを進めている。
- ・豊田事業エリアからの車載変圧器については、平成 27 年 7 月より計 92 台を順次処理を行っている。現在の計画では 111 台を処理する計画であったが、豊田 PCB 処理事業所の設備改造効果により移動する台数は減る見込みである。

(2) コンデンサー

- ・北九州事業エリアにおいては累積処理対象台数の約 97.49%、累積登録台数の約 97.51%を処理した。変圧器とあわせて全量処理に向けて処理委託契約の手続きを進めている。
- ・東京事業エリアからのコンデンサーについては、受入総数 7,000 台の計画に対して約 85.69%にあたる 5,998 台を処理した。

2. 変圧器・コンデンサーの処理委託契約の状況

(1) これまでの取組と現状

自治体と連携し、PCB 特別措置法及び電気事業法の届出並びに JESCO の登録を照合し、未処理事業者一覧を整理した。これにより、自治体、環境省地方環境事務所、経済産業省産業保安監督部と連携して、変圧器・コンデンサー等の平成 29 年度中の処理完了若しくは処理委託契約締結に向け、未登録事業場に対して登録促進、未契約事業場に対して契約促進を行ってきた。

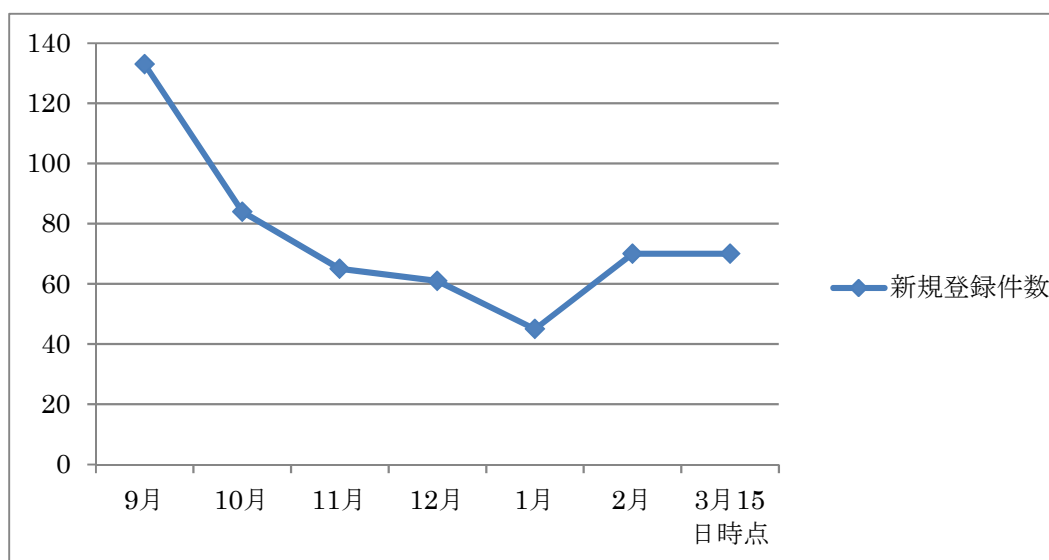
① 掘り起こし等の現況

- ・ 各自治体を中心に行われている掘り起こし等の取組により、新たに見つかった変圧器、コンデンサー等の新規登録事業場数は、表 2 に示すように本年 1 月までは着実に減少傾向であったものの、2 月に入ってやや増加し、3 月に入っても増加傾向にある。背景として、各自治体で掘り起こしの最終追い込みが行われ、それに伴う確認通知作業が実施されていること、さらに政府による TV コマーシャルも放映され始めたこと等が挙げられる。

表 2 北九州事業エリアの新規登録件数(台数：変圧器/コンデンサー)

項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月※
新規登録事業 場数(台数)	133 (0/241)	84 (0/107)	65 (1/111)	61 (4/70)	45 (1/81)	70 (3/175)	70 (1/133)

※3/15 現在



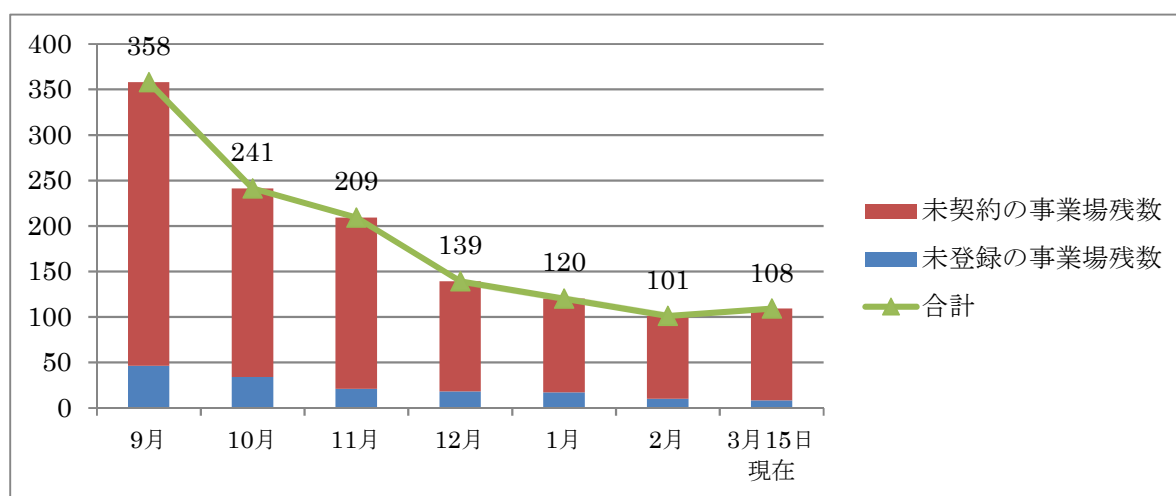
② 未登録、未契約の事業場数(台数)の推移(3月15日現在)

- ・ 未登録の事業場数(台数)は計8件(変圧器1台、コンデンサー10台)、未契約の事業場数(台数)は計100件(変圧器2台、コンデンサー452台)の合計108件。
- ・ 2月及び3月は新規登録件数が再び増加に転じたが、現時点で契約が困難と見込まれており行政に対応をお願いしている案件(未登録7件・未契約5件の合計12件)を除けば、少なくとも本年1月以前に登録された案件については年度内に契約完了予定。
- ・ また、2月及び3月に登録された案件についても、可能な限り年度内に契約を行うこととして事務処理手続きを進めてきているが、契約が年度内に間に合わない案件については、各縣市より事業者に対して改善命令の要件に合致していることを伝達しつつ、一定期間内(遅くとも4月中)に契約を締結できなければ、改善命令を発出する可能性があることを伝達し、委託契約を促進いただく予定。
- ・ なお、過去に処理の実績があり、来年度途中まで使用中、または処理技術の確立により、特例処分期限日(=計画的処理完了期限)すなわち来年度中の処分委託が確実として県知事・市長に届け出た、または届出予定の保管事業者は計4件。

表3 北九州事業エリアの3月15日時点での未登録、未契約の事業場数(台数:変圧器/コンデンサー)

項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月※
未登録の事業場数 (台数)	46 (1/65)	34 (1/41)	21 (1/23)	18 (1/20)	17 (1/18)	10 (1/13)	8 (1/10)
未契約の事業場数 (台数)	312 (1/909)	207 (0/625)	188 (4/601)	121 (4/489)	103 (4/817)	91 (3/599)	100 (2/452)
合計	358 (2/974)	241 (1/666)	209 (5/624)	139 (5/509)	120 (5/835)	101 (4/612)	108 (3/462)

※3/15時点



(2) 今後の対応と処理の見通し

① 今後の対応

- ・未登録、未契約の保管事業者の中には、保管事業者が不存在、会社清算に伴う権利関係で係争中、連絡が取れず会えない、資金難、処理制度に異議がある等、何らかの理由で登録や契約の手続きが進まない保管事業者が存在する(未登録7件・未契約5件の合計12件)。本年4月以降は、直ちにPCB特措法第12条に基づく改善命令等の発出のために必要な手続きが開始され、改善命令後もそれに従わない場合には、行政代執行の対象となることを見据えて、必要な準備を各自治体により進めていただいているところ。
- ・なお、2月及び3月に登録された案件についても、可能な限り年度内に契約を行うこととして事務処理手続きを進めてきているが、契約が年度内に間に合わない案件については、各縣市より事業者に対して改善命令の要件に合致していることを伝達しつつ、一定期間内(遅くとも4月中)に契約を締結できなければ、改善命令を発出する可能性があることを伝達し、委託契約を促進いただく予定。
- ・今後も引き続き、自治体や環境省地方環境事務所、経済産業省産業保安監督部と緊密に連携をとりながら対応していき、最終的には行政処分等の実施も含めて、契約及び処理完了が成されるものと考えている。

② 処理の見通し

3月15日時点で、変圧器の処理対象量は豊田エリアの車載変圧器を除き数台となっており、保管事業者の都合により30年度の搬入となる変圧器数台を30年度早期に処理する予定。

一方、コンデンサーの処理能力は、年間4,500台程度であるが、3月15日時点で未処理のコンデンサーの処理対象量は、約2,300台である。

上記の約2,300台のうち、半数は北九州エリアであり、ほとんどが少量保管事業者であることから平成30年度においても集中搬入期間を設定し、ルート回収にて効率的に搬入して処理を行う。残りの半数は東京エリアからの地域間移動のものであり、多量保管事業者が保管しており、計画的に搬入し、処理を行う。

契約手続き等が困難な案件（未登録・未契約・未入金）の状況

（主に 3 月 15 日時点）

1. 未登録

管轄の自治体や環境省地方環境事務所と共有している未登録案件（8 件）のうち、何らかの理由で登録が困難である者は次のとおり（7 件）。

	事業場	処理量	登録が困難な理由
1	A 社	Co 1 台	処理制度に異議があり、理解が得られない。
2	B 社	Co 1 台	連絡が取れず、保管事業者に会えない。
3	C 社	Co 1 台	会社閉鎖済。
4	D 社	Co 1 台 T 1 台	破産し工場閉鎖。顧問弁護士と手続き中。
5	E 社	Co 1 台	自治体の指導に従わない。
6	F 社	Co 2 台	会社閉鎖済。
7	G 社	Co 3 台	会社清算に伴い権利関係で係争中。

※Co：コンデンサー T：トランス（以下の表でも同じ）

2. 未契約

未契約の事業場数 100 件のうち、何らかの理由で今年度中の契約が困難と見込まれ、管轄の自治体や環境省地方環境事務所と相談し対応をお願いしている案件は次のとおり（3 件）。

	事業場	処理量	手続最終日	契約が困難な理由
1	H 社	Co 1 台	2017/12/4 登録	連絡が取れず会えない。
2	I 社	Co 4 台	2005/6/7 登録	法制度に異議あり。
3	J 社	Co 1 台	2007/9/14 登録	資金難。

3. 未入金

契約済保管事業者のうち、処理費用の支払い予定日を大幅に過ぎてもなお入金がない者が存在。自治体や環境省地方環境事務所と相談しつつ対応を行ってきており、現在、下記の案件が存在。

	事業場	処理量	入金予定日	状況
1	K 社	Co 4 台	2017/7/6 → 本年 3/29 に再設定	資金難が理由であったが、3/29 に入金意思。自治体とも相談済。

なお、本年 1 月以降、契約様式の変更により、1 月以降に処理委託契約を結んだ保管事業者が支払い期限を過ぎても未入金状態の場合、無催告により契約解除を行い、速やかに行政処分につなげることが可能となっている（昨年 12 月以前に契約した保管事業者に対しては契約解除前に催告が必要）。